

相模女子大学・相模女子大学短期大学部における 公的研究費の運営・管理の基本方針

相模女子大学・相模女子大学短期大学部（以下「本学」という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、体制や規程等の整備を行い、公的研究費の適正な運営・管理に努めてきました。

令和 3 年 2 月 1 日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されたことを受け、これまでの体制や規程等を見直し、本学における公的研究費の運営・管理が適正に行われるよう、全学を挙げて取り組みます。

なお、公的研究費は国民の税金を原資として成り立つのですが、教育研究費は学生生徒等納付金や私学助成金、共同研究費及び受託研究費は企業や自治体等からの資金が原資となっており、これらを適正に使用することが研究者としての倫理的責任となります。

公的研究費を原資とした研究に限らず、学術研究の成果を社会に還元し、又、学生の教育に活かせる研究に取り組む環境整備に努め、本学教職員の意識の向上と浸透を図ります。

※公的研究費とは、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）をはじめとする各省庁又は各省庁所管の独立行政法人、地方公共団体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

相模女子大学
相模女子大学短期大学部
学長 田畠 雅英